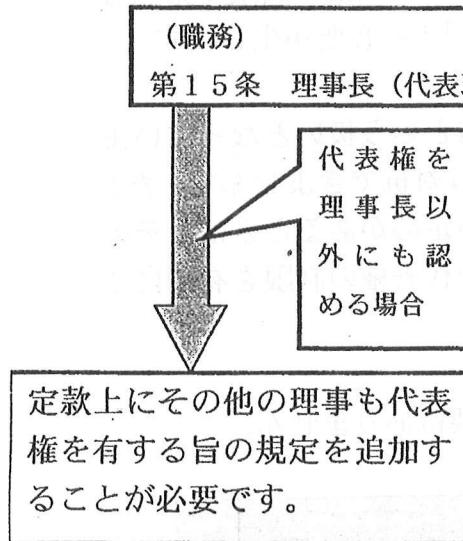


○ 理事の代表権の制限に関する登記等について (資料2のP3の8関係)

現在、ほとんどの法人の定款では、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定められており、この場合、理事長のみが代表権を有すると解されることになります。したがって、法人の実情に合わせて、下記のような定款の変更や登記の変更を行う必要があります。

【現行】



このような定めがある場合、平成24年4月1日から6か月以内に、代表権を有しない理事について、変更の登記をしなければならないこととされました（法施行令附則3条1項）。

※ 上記規定に違反した場合、法第80条第1号に規定する罰則（20万円以下の過料）に処せられることがあります。

【NPO法上の関係規定抜粋】

※ 第7条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

※ 第80条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

1 第7条第1項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。

- 定款上に、理事の代表権の一部を制限する旨の規定を追加するとともに、代表権の一部が制限された理事についての代表権の範囲又は制限に関する定めの変更登記をする必要があります。

- 定款は、現行のままでよいが、代表権を有しない理事の代表権喪失の変更登記をする必要があります。

※ 詳しくは、詳しい登記申請方法については、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（依命通知）」という用語をインターネット上で入力して検索し、法務省のホームページをご覧ください。

【参考】理事の代表権の制限

「理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない」との規定の削除により、定款による代表権の制限で第三者に対抗することができるようになります。定款により理事の代表権を制限した場合には、あわせてその旨を登記する必要が生じます。

これまで定款で定めた理事の代表権の制限は、法人の内部のみで有効であり、対外的には、理事全員が代表者という扱いとなっていました（現行法においては、その権限を定款で制限しても、その制限は、代表権の制限を知らなかつた第三者には対抗できませんでした）が、今回の改正で組合等登記令（昭和39年政令第29号）の一部改正を行い、「代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め」を登記すべき事項と定めた（組合等登記令第2条第2項第6号及び別表）ことにより、対外的にも理事の代表権の制限を有効にできることになります。

したがって、ある理事が代表権の制限に反した行為をした場合には、法人は原則として、その責任を負う必要はありません。

理事の代表権の制限に関するNPO法上の規定	
〔 現 行 〕	〔平成24年4月1日以降〕
(理事の代表権) 第16条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。 2 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。	(理事の代表権) 第16条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。 (削除)